

よくあるご質問(Q&A)

1 省エネ家電製品買換え等促進補助金の概要

Q1ー1 いつ家電を購入すればよいですか？＜購入対象期間＞

A 購入対象期間は、令和8年9月19日(土)から令和9年2月28日(日)までです。ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。なお、予算執行の進捗状況は、新城市ホームページでご確認いただけます。

Q1ー2 申請期間はいつからいつまでですか？＜申請受付期間＞

A 申請受付期間は、令和8年9月19日(土)から令和9年3月1日(月)までです。ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。なお、予算執行の進捗状況は、新城市ホームページでご確認いただけます。

Q1ー3 「購入年月日」はいつの時点のことですか？

A レシートや領収書に記載された日付です。

Q1ー4 リユース(中古品)のものも対象になりますか？

A 対象外です。

Q1ー5 リース品は対象になりますか？

A 対象外です。

2 対象家電製品

Q2ー1 業務用の冷蔵庫や冷凍庫は対象になりますか？

A 対象外です。ただし、事業所に設置してある家庭用の冷蔵庫や冷凍庫、高効率給湯器を買換えた場合は対象になります。

Q2ー2 古い冷蔵庫や冷凍庫を引き取ってもらって新しく買換えたものは対象になりますか？

A リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)があれば対象です。リサイクル券が発行されない場合は補助対象にはなりません。

Q2ー3 家電製品の省エネ基準達成率が100%以上はどのように確認できますか？

A 店頭に表示されている製品ごとの統一省エネラベルでご確認いただけます。また、「省エネ型製品情報サイト」でもご確認いただけます。

※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁) <https://seihinjyoho.go.jp>

Q2ー4 家電製品の省エネ基準達成率が100%以下でも、省エネになれば補助対象になりますか？

A 対象外です。

3 補助金額

Q3—1 設置費や配送料、リサイクル費用は補助対象になりますか？

A 買換え製品に係る経費(消費税を除く)は全て対象になります。

Q3—2 対象家電を複数購入した場合、補助金額はいくらになりますか？

A 対象家電の種類が違えば(例:冷蔵庫と冷凍庫、冷蔵庫と高効率給湯器、など)、複数購入しても対象になりますが、支払額(税抜)の合計額により補助金を算出します。

<例1>

対象冷蔵庫7万円(税抜)と対象冷凍庫5万円(税抜)を市内に本店を置く店舗で購入した場合

購入金額(税抜) 7万円+5万円=12万円(補助対象経費)

補助金額 5万円(補助対象経費の1/2 上限5万円)

<例2>

対象冷蔵庫7万円(税抜)と対象冷凍庫5万円(税抜)を市内に本店を置く店舗以外で購入した場合

購入金額(税抜) 7万円+5万円=12万円(補助対象経費)

補助金額 2万円(補助対象経費の1/2 上限2万円)

<例3>

対象冷蔵庫7万円(税抜)を市内に本店を置く店舗で購入し、対象冷凍庫5万円(税抜)を市内に本店を置く店舗以外で購入した場合

購入金額(税抜) 7万円 $\times$ 1/2=3.5万円(本店を置く店舗)

購入金額(税抜) 5万円 $\times$ 1/2=2.5万円(本店を置く店舗以外)

補助金額 3.5万円(どちらか補助金額が多い方で申請ください)

対象家電は種類ごとに1つまでですので、同一世帯で冷蔵庫2つ買換えても補助対象となるのは1つだけです。

Q3—3 「新城さくら pay 生活応援券」を利用して購入したものも対象になりますか？

A 今回の補助対象製品には「新城さくら pay 生活応援券」は利用できません。

Q3—4 国の「給湯省エネ 2026 事業」などの他の補助金の対象でも申請できますか？

A 申請可能です。ただし、他の補助金額を購入金額から差し引いたものを「購入金額」「申請金額」としてください。

<例1>

エコキュートなどの対象機器を30万円(税抜)で購入し、10万円の国の補助金を交付される場合。(市内に本店を置く店舗で購入した場合。)

購入金額(税抜) 30万円-10万円=20万円(補助対象経費)

補助金額 5万円(補助対象経費の1/2 上限5万円)

4 申請条件

Q4—1 複数回に分けて対象家電を購入した場合は、その都度、申請できますか？

A 申請は1回に限ります。複数回に分けて購入された場合は、1回にまとめて申請してください。
ただし、同一世帯及び同一事業所では対象家電の種類ごとに1つしか対象になりません。
(例:冷蔵庫を買換えてから高効率給湯器を買った場合はまとめて請求してください)
なお、申請はできますが、補助上限額が設定されていますので、ご確認のうえ申請してください。

Q4—2 世帯主でなくても申請できますか？

A 申請できます。ただし、同一世帯では対象家電の種類ごとに1つしか対象になりません。

Q4—3 同一世帯の親と子でそれぞれ違う種類の対象家電を購入しましたが、それぞれで申請することはできますか？

A 同一世帯からの申請は1回に限ります。親と子のどちらかでまとめて申請してください。

Q4—4 住民票に記載された住所の住宅ではなく、異なる住所の住宅に設置する場合、対象になりますか？

A 対象外です。申請者の住民票に記載された住所の住宅に設置した場合のみ対象となります。

Q4—5 小規模事業者の条件は何ですか？

A 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第2条に定める小規模事業者が対象となります。

Q4—6 個人事業主の条件は何ですか？

A 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く。以下同じ。)にあっては5人以下の、その他の業種にあっては20人以下の従業員を使用する個人事業を営む者が対象となります。

Q4—7 その他法人の条件は何ですか？

A 商業・サービス業にあっては5人以下の、その他の業種にあっては20人以下の従業員を使用する会社法第2条に規定する会社以外の法人が対象となります。ただし、政治団体及び宗教団体は対象外です。また、法人税法別表第一に規定する公共法人及び任意団体も対象外です。

Q4—8 個人住宅用の家電と事業所用の家電をそれぞれ買換えた場合は、どうなりますか？

A 個人住宅用と事業所用の補助金交付申請は、別々に行います。補助金額の算定も別々になります。

5 申請方法

Q5—1 申請書はどこで手に入りますか？

A 新城市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q5—2 家電販売店等販売者が、購入者の代わりに申請できますか？

A 家電販売店等の販売者が代理で申請することはできません。

Q5—3 申請書類は必要なものが全てそろっていないと申請できませんか？

A できません。

Q5—4 添付書類は原本を提出してもよいですか？

A 原則、写しを提出してください。原本を提出しても問題ありませんが、提出された申請書一式は、補助金申請を取り下げる場合を除き返却できません。原本を提出される場合は、ご自身で控えを保管されることをお勧めします。

Q5—5 レシートや領収書の中に対象外の製品が含まれていても問題ありませんか？

A 問題ありません。ただし、対象外の製品が含まれている場合は、対象家電本体の購入金額(税抜)が確認できる明細となっていることが必要です。

Q5—6 ポイントや商品券等を使って購入しても問題ありませんか？

A 「新城さくら pay 生活応援券」以外であれば問題ありません。ただし、対象家電本体の購入金額(税抜)が確認できる領収書等が必要です。

Q5—7 手書きの領収書でも大丈夫ですか？

A 申請は可能です。ただし、購入日、購入金額(税抜)、製品型番、購入店舗名等が確認できることが必要です。

Q5—8 保証書に店舗印がありませんが、店舗印は必須ですか？

A 必須ではありません。

Q5—9 補助金の振込先を、通帳がないネット専用銀行などにすることは可能ですか？

A 可能です。添付資料として、申請書に記載された振込先の情報が確認できる、スクリーンショットや情報照会画面等の PDF 等を添付してください。

Q5—10 申請書の提出先はどこですか？

A 申請に必要な書類をすべてそろえて、新城市環境政策課(市役所本庁舎2階)へ持参、または郵送・FAX・メールにて提出してください。

持参される場合 令和8年9月30日(水)までは、平日8:30~17:15のみ受取可能

令和8年10月1日(木)以降は、平日9:00~16:00のみ受取可能

○提出先

〒441—1392 新城市字東入船115番地 新城市 市民協働部 環境政策課

E-mail e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp

6 審査及び支払い

Q6—1 提出した書類に不備不足、確認事項があった場合は、どのようにになりますか？

A 環境政策課から、申請書に記載の連絡先(電話又はメールアドレス)へご連絡させていただきますので、ご対応をお願いします。

Q6—2 書類を追加提出する場合は、どのようにすればよいですか？

A 環境政策課に持参(平日、開庁時間内)されるか、郵送・FAX・メールにて提出してください。

Q6—3 申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいかかりますか？

A 申請書に不備がなければ、通常は書類が到着してから2か月程度で指定口座に振り込みます。ただし、申請数の状況などにより、振込手続きが遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。